

平成28年度 指導監査結果

(社会福祉法人)

法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
(福) 青葉仁会	平成28年度は 監査対象外		
(福) 秋篠茜会	平成28年度は 監査対象外		
(福) あゆみの会	実地監査	無	
(福) 大倭安宿苑	実地監査	無	
(福) 大倭滝の峯荘	平成28年度は 監査対象外		
(福) 嘉耶の会	平成28年度は 監査対象外		

(福) 希望の会	実地監査	無	
(福) 近畿福音ルーテル福祉会	実地監査	無	
(福) 健仁会	実地監査	無	
(福) 晃宝会	実地監査	無	
(福) こぶしの会	平成28年度は 監査対象外		
		理事会・評議員会は法人の意思決定機関・諮問機関であり、正確な議事録の作成保管が法により義務付けされている。その議事録をはじめ重要書類等が紛失されている。特に議事録の紛失は議決の有効性に疑義が生じる。以上から、議事録に加えあらゆる書類の厳重な保管管理を行うこと。【定款準則第9条第8項】	重要書類を保管している事務所の施錠を徹底し、厳重な保管管理を行います。
		法人の資産総額については、会計年度終了後定められた期間内に登記をすること。【組合等登記令第三条】	会計年度終了後速やかに登記を行います。

(福) こまどり会

実地監査

第三者委員の氏名及び連絡先について、重要事項説明書に記載するなどして利用者に周知すること。【H12.6.7社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について】	第三者委員の氏名及び連絡先を重要事項説明書に記載しました。
従業員の健康診断について、体重の項目が欠けている者が見られたので、適正に健康診断を実施すること。【労働安全衛生規則第44条】	従業員が妊婦と言うことで体重の検査を行わなかったが、今後は適正に実施します。
理事及び評議員、監事について、委嘱状が整備されていなかった。確認のうえ適正に整備すること。また、会計職員等について、適正に辞令を交付すること。	委嘱状の整備が出来ていなかったものについて、確認を行い、辞令の交付とあわせて12月30日までにを行います。
在籍出向に関する規程、セクシュアルハラスメント防止規程等、就業規則等に記載のある規程が整備されていなかったため、整備すること。	社会保険労務士の方に相談し、作成中です。1月30日までに整備いたします。
財務諸表の第1～3号の3様式及び4様式に記載の拠点区分が経理規程に記載のものと異なるため、経理規程に応じて作成すること。	平成28年度決算より、経理規程に記載の拠点区分で作成します。
障害福祉サービスを実施している法人にあっては、拠点区分事業活動明細書(別紙4)を作成することとなっているため、作成すること。【社会福祉法人会計基準第三十条】	拠点区分事業活動明細書の作成を行いました。
財務諸表の各拠点区分用の注記が作成されていないため、作成すること。【社会福祉法人会計基準第二十九条第3項】	各拠点区分用の注記は11月30日作成済みです。
寄附金収益明細書については、寄附者の属性及び、寄附金をどの拠点区分で受け入れたかを記載すること。【社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について9(2)】	平成28年度より寄附者の属性及び、受け入れた拠点区分の記載を行います。

<p>経理規程に記載されている財務諸表の附属明細書については、該当するものを作成すること。【社会福祉法人会計基準第三十条】</p>	<p>平成28年度より、経理規程に記載されている財務諸表の附属明細書を適正に作成します。</p>
<p>法人の現況報告書等については、会計年度終了後定められた期間内に所轄庁に対し提出すること。【社会福祉法第五十九条】</p>	<p>会計年度終了後速やかに提出を行います。</p>
<p>施設職員及び就労継続支援A型の利用者に対する労働条件通知書について、契約期間を超過しているものが散見された。至急該当職員及び利用者に対し通知すること。</p>	<p>契約期間を超過している労働条件通知書について、11月25日通知を行いました。</p>
<p>現在任命されている統括会計責任者がいないため、経理事務の統括責任者としての会計責任者が複数存在している。内部牽制体制にも留意した上で、改めて会計に関わる人員を検討すること。また、統括会計責任者を任命する場合は、適正に辞令を交付すること。</p>	<p>会計責任者として、2名が重複して存在していましたが、内部牽制体制に留意し、会計責任者を1名としましたので、統括会計責任者の任命は行いません。</p>
<p>事業区分及び拠点区分、サービス区分のほかに、具体的なサービス項目が経理規程に記載されているため、削除すること。</p>	<p>平成28年度の会計処理より削除します。</p>
<p>支払期日に関する項目を経理規程へ追加すること。【モデル経理規程第26条】</p>	<p>理事会・評議員会の開催が12月中にありますので、12月30日までに追加を行います。</p>
<p>小口現金の限度額が拠点区分ごとであることを経理規程に明記すること。【モデル経理規程第27条】</p>	<p>理事会・評議員会の開催が12月中にありますので、12月30日までに明記します。</p>
<p>金融機関との取引に利用する印鑑の保管者が理事長でない場合は、理事長が保管者を指名する経理規定を設けること。【モデル経理規程第39条 注17】</p>	<p>理事会・評議員会の開催が12月中にありますので、12月30日までに経理規程の変更を行います。</p>
<p>経理規程に従って、固定資産管理責任者を任命すること。【モデル経理規程第50条】</p>	<p>平成28年11月25日、固定資産管理責任者を任命しました。</p>

		<p>月次試算表については、拠点区分別の報告書を添付し、各勘定科目の予算残額も明記したうえで理事長へ提出すること。【モデル経理規程第31条】</p> <p>平成28年12月より、拠点区分別の報告書の添付、勘定科目の予算残額の明記を行い理事長へ提出します。</p>	
		<p>設備資金目的の借入れに対する返還金が、長期運営資金借入金元金償還支出で計上されているため、今年度会計の決算分より修正すること。</p> <p>平成28年度会計の決算分より修正します。</p>	
(福) サンライフ	平成28年度は 監査対象外		
(福) 史明会	実地監査	無	
(福) 成美学寮	実地監査	<p>評議員が欠員となっているため、至急補充を行うこと。</p> <p>11月20日に理事会を開催し、評議員を新たに1名任命いたしました。</p>	
		<p>理事長の職務代理人については、定款に従い適正に指名すること。1. 理事長に事故あるとき又は欠けたとき(順次に指名)、2. 利益相反又は双方代理人となる場合の職務代理人を選任すること。【前回指摘事項につき】</p> <p>10月8日に理事会・評議員会を開催し、理事長の職務代理人を選任し、議事録に記載しております。</p>	
		<p>評議員に地域の代表者が選任されていない状態であった。資格要件を確認し、選任すること。【調整事項(1)18】</p> <p>評議員に地域の代表者である二名地区連合自治会長に入っております。</p>	

(福) 大和清泉会

実地監査

<p>議事録に、「別紙の内容で承認を得た」と記載がある場合に、当該別紙が添付されていないものが散見された。理事会及び評議員会において審議された議案についての資料等はそれぞれの議事録に添付し、袋綴じ押印のうえ保存すること。【前回指摘事項につき】</p>	<p>主題である項目が定款変更されておらず、今回の社会福祉法改正に伴う定款変更の際に適正に明記して、議事録に添付します。</p>
<p>役員及び評議員就任時の「委嘱状」「就任承諾書」「宣誓書」の日付が未記入であったため、適正に整備すること。【前回指摘事項につき】</p>	<p>「委嘱状」「就任承諾書」「宣誓書」の日付をすでに適正に記入しました。</p>
<p>理事及び評議員の欠員補充について、就任時に徴すべき「就任承諾書」「履歴書」「宣誓書」「委嘱状」の受領が確認できなかったため、至急整備すること。【前回指摘事項につき】</p>	<p>理事及び評議員の欠員補充について、必要となる「就任承諾書」「履歴書」「宣誓書」「委嘱状」等至急整備しました。</p>
<p>統括会計責任者、会計責任者及び出納職員について、同一人員が複数の役職を兼ねており、内部牽制体制が働かない状態であるため、法人全体での見直しを行い、統括会計責任者は1名、会計責任者及び出納職員については拠点区分別など必要に応じた役割分担で、人員が重複しないよう見直すこと。また、それに応じて辞令も整備すること。【運用上の留意事項1(1)】</p>	<p>法人全体と各拠点ごとを分け、責任者、職員と必要に応じた役割分担で辞令を整備しました。</p>

		<p>経理規程について、必要箇所の追加・修正を行うこと。</p> <p>(1) 補正予算に関する項目を追加すること。</p> <p>【全国社会福祉施設経営者協議会モデル経理規程第20条】</p> <p>(2) 印鑑の保管について、モデル経理規程を参考に、委任者に関する内容を記載すること。【全国社会福祉施設経営者協議会モデル経理規程第39条(注17)】</p> <p>(3) 社会福祉事業における拠点区分に「法人拠点区分」とあるが、財務諸表については当該拠点区分での算定はされていなかったため、該当のない場合は削除すること。【運用上の留意事項4(1)関連】</p>	<p>経理規程について、以上の内容を追加修正しました。</p>
(福) 東大寺福祉事業団	平成28年度は 監査対象外		
(福) 中川会	平成28年度は 監査対象外		
(福) 奈良YMCA 福祉会	実地監査	無	
		<p>保育園用地の賃貸借契約が平成25年3月31日で終了している。至急、平成25年4月以降の賃貸借契約を締結すること。なお、保育園事業の長期継続を担保するため、出来るだけ長期契約とすること。</p>	<p>現在、土地所有者と交渉中です。今回、土地賃貸契約について、地主はこれまで通り15年間の契約が望ましいというご指摘があったので、契約期間の延長について交渉を進めています。</p>

(福) 奈良愛育会	実地監査	調理業務委託契約について、現契約金額では、一般競争入札若しくは指名競争入札となる。経理規程を遵守すること。	指名競争入札を検討します。
		貸借契約がない借入金について、借り入れた目的・経緯等を明らかにし、返済期間・返済金額を明確にしたうえで、実態にあった契約をおこなうこと。	現在返済中の借入金について、ご指導の通り専門家に依頼して調査をし、相手方と照合します。
		園児の必要物品等について、金銭の出納を行った場合は、経理規程に従い領収書を発行すること。 【モデル経理規程第22条】	既に領収書を作成し、発行しています。
		財務諸表の注記（法人全体分及び各拠点区分）の作成を行うこと。【社会福祉法人会計基準条例第29条】	※担当課にて作成を確認
(福) 奈良愛の園福祉会	実地監査	無	
(福) 奈良苑	平成28年度は 監査対象外		

(福) 奈良市 社会福祉協議会	実地監査	理事会及び評議員会に出席の少ない理事及び評議員がみられるので、出席についての配慮をすること。【前回指摘事項】	理事・評議員会の出席について、かねてより理事・評議員の役割を説明させていただき、会議開催の都度出席依頼をしているところですが、本監査の指摘を受け、出席の少ないことに関する監査指摘のあったことを理事・評議員に再度伝え出席率の向上に努めます。 加えて、この度の社会福祉法人制度改革にあたり、指摘事項を踏まえ、選出団体や定数の見直しを含めた理事会・評議員会の組織改編を検討します。
(福) 奈良市和楽園	平成28年度は 監査対象外		
(福) ならのは	平成28年度は 監査対象外		
(福) 平城福祉会	実地監査	法人の事業報告については、理事会に諮る際、監事の監査報告を経て、承認を得ること。また、その旨を議事録に記載すること。	以後、承認を得、その旨議事録に記載いたします。
(福) 奈良万葉会	実地監査	無	
(福) ならやま会	平成28年度は 監査対象外		

(福) 南都栄寿会	実地監査	無	
(福) 福寿会	平成28年度は 監査対象外		
(福) 万葉福祉会	実地監査	無	
(福) 大和高原育成福祉会	実地監査	事業廃止に伴う定款の変更が行われていないので、速やかに所轄庁へ変更申請を行うこと。	定款の変更申請を行います。平成28年11月19日に定款案を提出中です。
		事業廃止に係る理事会並びに評議員会の議事録の表現が曖昧で、法人としての意思決定に疑問がある。意思決定を明確にするため、次回開催時に承認を得て、その旨を議事録に記録すること。	居宅事業廃止について、平成27年2月23日理事会で徐々に廃止の方向に向かうようになっていましたが、表現が曖昧であった。すでに平成27年6月1日付で廃止届を提出済みであり、改めて平成28年10月28日理事会、評議員会で追認されました。
		経理規程の変更に必要な理事会の承認について、議事録に記載されていない。 確認のうえ、次回開催時に承認を得て、その旨を議事録に記録すること。	居宅事業廃止は、10月28日理事会、評議員会で追認され、経理規程第5条第4項社会福祉事業区分、居宅介護支援事業を削除することが承認されました。

(福) 大和まほろば会	実地監査	<p>法人所有の車両の購入について、経理規程に基づく手続きがなされていないものがあつた。加えて、当該車両購入に係る意思決定を書類上確認することが出来なかつた。法人所有の車両を個人が専ら使用すれば便宜供与、現物支給の報酬とみなされかねない。今後は、第三者に合理的に説明できる根拠を付し、当該車両購入の目的である「利用者の送迎」に使用している根拠資料を整えること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週デイサービスの送迎に使用しているほか、ボランティアの送迎や来客の送迎、事務連絡用に使用しています。 ・毎週のデイサービスの定期的な送迎については、送迎表に明記するようにいたします。 ・今後、設備備品等の購入にあたっては、経理規程に基づく適正な手続きを行います。
		<p>現在、統括会計責任者の任命が行われ、辞令が交付されているが、経理規程に統括会計責任者に関する定めがないため、解任の辞令を交付すること。その他、会計責任者及び出納職員等についても、法人の実情に合せて人員の検討を行い、当該人員に対し選任もしくは解任の辞令を交付すること。【前年度指摘事項につき】</p>	<p>人選も含めて、年度内に措置いたします。</p>
		<p>小口現金の運用について、支出金額が手許有高を超過する等、整合性がない箇所が見られた。経理規程に従い、毎日の現金出納終了後、手許残高と帳簿残高の確認を行う等、記載方法を含めた運用方法を見直すこと。【モデル経理規程第27条、第29条】</p>	<p>指摘のあつたデイサービス事業分については、事業担当責任者に3月より、別の帳簿に管理させるようにいたします。</p>